

平成30年第6回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成30年12月18日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月18日午前9時8分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 山 本 隆 史 2 番 城 内 敏 之</p> <p>3 番 井 戸 太 郎 4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 9 番 高 幣 幸 生</p> <p>10 番 窪 和 子 11 番 下 中 一 郎</p> <p>12 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者 橋 本 雅 至</p> <p>政 策 推 進 課 長 大 浦 孝 夫</p> <p>総 務 防 災 課 長 瓜 生 浩 章</p> <p>税 務 課 長 山 口 繁 雄</p> <p>住 民 生 活 課 長 中 村 九 啓</p> <p>健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 課 長 今 田 良 弘</p> <p>観 光 産 業 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>都 市 建 設 課 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 松 村 嘉 容</p> <p>上 下 水 道 課 長 島 野 千 洋</p> <p>住 民 生 活 課 参 事 北 樋 口 政 弘</p> <p>都 市 建 設 課 参 事 大 辻 孝 司</p>
<p>本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 上 田 昌 弘</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>書 記 和 田 里 絵</p>
<p>町 長 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例に ついて</p> <p>議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例について</p>

	<p>議案第 48 号 特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 49 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 50 号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 51 号 平群町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 52 号 平成 30 年度平群町一般会計補正予算（第 6 号）について</p> <p>議案第 53 号 平成 30 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について</p> <p>議案第 54 号 平成 30 年度平群町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について</p> <p>議案第 55 号 平成 30 年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について</p> <p>議案第 56 号 平群町ふれあい交流センターの指定管理者の指定について</p> <p>同意第 8 号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて</p> <p>同意第 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて</p> <p>同意第 10 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて</p>
議員提出議案の題目	発議第 7 号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 3 番 井戸太郎 5 番 稲月敏子

平成30年第6回(12月)

平群町議会定例会議事日程(第1号)

平成30年12月18日(火)

午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第46号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第47号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第48号 | 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第49号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第50号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第51号 | 平群町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第52号 | 平成30年度平群町一般会計補正予算(第6号)について |
| 日程第11 | 議案第53号 | 平成30年度平群町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第12 | 議案第54号 | 平成30年度平群町下水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程第13 | 議案第55号 | 平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第14 | 議案第56号 | 平群町ふれあい交流センターの指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 同意第8号 | 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて |
| 日程第16 | 同意第9号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて |
| 日程第17 | 同意第10号 | 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて |

平成30年第6回（12月）
平群町議会定例会追加議事日程

（第1号の追加）

追加日程第1 発議第7号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について

開 会 （午前 9時08分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

議席番号9番の高幣議員より、病気のため、本定例会会期中、議場での携帯品つえの使用許可願いの届け出がありましたので、議場でのつえの使用を許可いたします。

また、町長より、教育委員会総務課の太田主幹が体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより平成30年平群町議会第6回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

各議員の皆様、おはようございます。本日、平成30年平群町議会第6回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙のところ、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

暦も師走、ことしも残すところ2週間となり、町内各所においても年末年始を迎えるにぎやかさと慌ただしさを感じる時期となりました。

議案の上程に先立ちまして、私が町長就任の御挨拶と所信を述べさせていただきますことをお許しいただきたいと存じますとともに、その機会を得ましたことをうれしく思っているところです。

岩崎町長の突然の逝去により、12月9日に執行されました平群町長選挙におきまして、町民の皆様方の御支援を賜り、ここに町政を担当させていただくことになりました。改めて身の引き締まる思いであります。選挙後、この12月議会が初めての議会となりますので、議員各位の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

現在の平群町は、町財政の厳しい状況を初め、人口減少、少子高齢化など課題が山積をしております。とりわけ財政状況を鑑みると、限られた予算の中でいかに住民の期待に応えるべきか、改めて責任の重さを痛感しております。少子高齢化が近隣市町村と比較しても顕著に進んでおり、税収も減少傾向にあること、反面、高齢化の進行により、医療・介護といった福祉部分における扶助費が確実に増加しており、また、土地開発公社解散による債務と、平群駅周辺整備事業や（仮称）文化センター・図書館建設事業を初め、ゆめさとこども園の建設や各学校の施設整備、道路等のインフラ整備事業に財源として発行した

地方債の残高が150億円に上っていることなど、前途多難な課題が山積しております。

しかしながら、そんな中でも平群町の将来を見据えたまちづくりに取り組むことは大変重要であります。まずは、前町長から引き継いだ事業をいかに着実に遂行するかにあると思います。事業実施に当たっては、検証を行い、そのまま継続できるもの、事業内容を見直しながら進めるもの、財源等で課題になるものなど、いろいろあるかと思いますが、持続可能な財政基盤の確立を初め、「みんなでつくるふるさと平群」「子どもを中心としたまちづくり」「みんなが住みたい、住んでよかったと思えるまちづくり」「安全・安心なまちづくり」を柱にして、町民の皆様全てが笑顔になるまちづくりを実現してまいりたいと考えております。

これらを推進していくに当たり、当局のみでは到底不可能であります。議会の皆様方の御意見を十分お伺いし、御協力をいただきながら町政運営に誠心誠意邁進する所存ですので、議員の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、9月議会から3カ月が経過し、町内におきましてもさまざまな行事が開催されました。主な出来事について御報告申し上げます。

9月から10月にかけては、両こども園、各小学校・中学校の運動会が開催されました。運動会に向けての練習を積まれ、成果を遺憾なく発揮された子供たちの元気な姿、躍動感ある競技を見学し、元気をいただいたところです。

10月7日には、第55回町民体育大会が開催されました。台風の影響により天候が危惧されていましたが、当日は運動会日和の晴天となりました。各大字・自治会より多くの方の参加をいただき、それぞれの競技においてスポーツを楽しんでいただく一日となりました。

10月8日には、(仮称)文化センター・図書館建設工事の起工式が約100名の方の出席のもと、とり行われました。この施設については、高齢者から子供まで幅広い世代の方が集い、交流するコミュニティーの拠点として、平成32年春のオープンを目指しております。

秋の文化振興行事として第41回文化祭が開催されました。今年度は10月27・28日に作品展示を、11月3日に演技披露を中央公民館において行いました。作品展示では、日ごろの文化活動の成果として、絵画や書画、陶芸品や手芸品など数多く展示されており、その中で岩崎町長が生前に文化祭の盛会を祈念して書かれた書画が展示されており、多くの町民の皆様方にごらんをいただきました。また、館外での模擬店など盛況であり、日ごろの文化活動の成果を披露していただく場として多くの町民の皆様に参加をいただきました。

あわせて、11月3日には、長年にわたり地方自治の振興・発展、社会福祉の向上のため御尽力をいただいた方々への地方自治功労者表彰式を開催いたしました。本年度は4名の皆様が受章されました。受章された皆様のますますの御活躍を祈念申し上げます。

11月10日・11日には、へぐり秋の収穫祭が開催されました。農産物の品評会や、園児・小学生による絵画展示、イベントとしては恒例の芋掘り体験を初め、たくさんの模擬店が出店され、平群の基幹産業である農業の魅力を発信することができ、多くの町民の皆様に参加をいただきました。

11月17日には、中央公民館において町政住民説明会を開催いたしました。ことしは約60名の参加者があり、住民の皆様からは町政全般に対するさまざまな意見をいただき、限られた時間でありましたが、町行政からの情報提供と説明責任が図られた有意義な意見交換の場となりました。

11月18日には、平群町の中心的な河川であり、桜のライトアップやこいのぼりの吹き流しなどのイベントに活用している竜田川の清掃として、竜田川クリーンキャンペーンを開催いたしました。この取り組みは、地域の連帯感を高め、竜田川への愛着と環境美化への誠意を高めることを目的としており、ボランティア団体の方などを中心に、多くの町民の皆様方の参加をいただきました。

さて、本会議では、上程案件といたしまして条例改正が6件、補正予算が4件、その他の議案が1件、同意議案が3件、合計14の議案を上程しております。いずれの議案につきましても慎重審議をいただき、可決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

会議の冒頭ではございますが、総務防災課長より発言の申し出があります。これを許可いたします。総務防災課長。

○総務防災課長

大変貴重なお時間をおかりいたしまして申しわけございません。本日、机置きをさせていただきました議案第48号から議案第50号におきまして、一部誤りがありましたので、訂正のほどよろしくお願いをいたします。

まず、議案第48号でございますけども、第1条中の「昭和32年平群村条例第1号」の部分を「昭和32年8月平群村条例第1号」に訂正をお願いいた

します。

議案第49号におきましては、第1条中の「昭和34年平群村条例第2号」を「昭和34年2月平群村条例第2号」というふうに訂正をよろしくお願いいたします。

議案第50号におきましては、第1条中の「平成20年平群町条例第26号」を「平成20年9月平群町条例第26号」に訂正のほどよろしくお願いいたします。

大変申しわけありません。よろしくをお願いいたします。

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、3番、井戸君、5番、稲月君を指名いたします。本定例会の会期中よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定いたしておりますとおり、本日から12月27日までの10日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月27日までの10日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

12月18日（火）本会議初日

午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日の午後5時となっております。

りますので、よろしくお願いいたします。

12月19日（水） あいてございます。

12月20日（木） あいてございます。

12月21日（金） あいてございます。

12月22日（土） 休会でございます。

12月23日（日） 休会でございます。

12月24日（月・祝） 休会でございます。

12月25日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月26日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月27日（木） 本会議（最終日） 午後2時からでござ

います。

以上でございます。

○議長

続きまして、日程第3 諸般の報告を行います。

まず初めに、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

議会運営委員会については、11月17日に議会報告会を開催いたしましたので、9月定例会の議会だよりの発行に合わせて、議会だより編集委員会終了後ということで、10月11日と10月15日、この2回については、今年度の議会報告会について協議しました。そして、11月22日午前10時からですけれども、これについては、きょうから始まりました12月定例会について、その内容と議会運営について協議いたしました。

以上です。

○議長

続きまして、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、予備費の御報告を申し上げます。

平成30年度一般会計予算の予備費の執行状況につきまして、御報告を申し上げます。

10月22日に、平群小学校の浄化槽の緊急修繕のため、（款）教育費（項）小学校費（目）学校管理費に21万円を充用しております。

次に、11月26日に、はなさとこども園給食室の消毒保管庫の故障による購入費といたしまして、（款）民生費（項）児童福祉費（目）こども園費に80万円を充用しております。

予備費の当初予算額2,604万7,000円に対しまして、充当額といたしまして1,739万3,000円、執行率といたしまして66.7%であり、残額は865万4,000円でございます。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 議案第46号 特別職の職員の非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長

議案第46号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

わかりにくいからもうちょっと聞きますけどね。まず1つは、この交付金というか、国が制定したんですけれども、平成28年度から始まっているんですね。ただ、農業委員制度が新制度に変わってからのことなので、平群町の場合、昨年7月から新農業委員制度に移行しています。ということは、昨年、29年度から受けられたというふうに思うんですけれども、それがなぜ今になったのか、まず、その辺の説明をしていただけますか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

おっしゃるとおり、そのときに条例改正をして、それで活動すれば実際には交付金がいただけると、そういう制度になっていまして、そちらのほうも町のほうも予定はしてたんですけれども、条例に当たってということで、詳細な、まだ幾ら金額をもらえとかその辺の情報がなかったというような事情でありました。県内のところを言うてあれなんですけど、県内もほとんど上程されず、この12月議会で上げたような状態になってます。

それと、あと、これに指針なんですけども、定めるようになってまして、最適化に対して、それにつきましても、ちょっとおくれたというのもあって、ことし11月に制定して、それに基づいて今後活動をしていきたいなど、そのように考えているところでございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

あんまり理由にならんとお思いますけどね。29年度、国のほうは69億9,300万円予算化してるんですね。それをだからやったところ全部で分けているのかどうかわかりませんよ、そういうシステムになっているかどうかわからんから。確かに今、課長がおっしゃったように、条例を制定してこの交付金申請してるというところは、平成28、29年度でいったらまだ数は非常に少ないです。ネットで見たら、これの表に書いてあるぐらいで、28年、29年で19自治体だけですだからね。でも、農業委員の選挙は、昨年ほとんどの自治体で一斉に中間以外のところはやられてますから、本当なら昨年度に一気にふえるはずなんですけど、なかなかふえてないっていうのもこの表で見るとそういう実態なので、今言った話もわからなくはないんですが、せっかくね、農業委員の報酬、市町村によって全部違いますけれども、平群町は今説明した金額よりまだ15%カットしてますから、今年度は。そうですよね。おととしまでは2割カットで、去年から15%カットに変わって、そういう低額な報酬でいろんな活動をしていただいているわけですから。市なんかやったらもっと高いところもいっぱいありますし、そういう意味で言えば、こういう最適化で成果を上げればそれに対して報酬を出すっていうのは、悪い話ではないなというふうに思います。

そこで、もう一点聞きますけども、非常にわかりにくいですね。今の説明で、上限と最低があるということでしたけれども、じゃ、どういう成果を上げればたくさんもらえるのか。ただ、国のほうは、平成30年度の、まだ概算ですけども、概算決定額80億円ということですから、これを全国のこういう交付金を請求できる自治体については請求するわけですから、何を見て言うのか。まだ少なくなったとはいえ1,700の自治体があつて、農業委員会もそれと同じぐらいあるわけですから、そういうところにどういう分配をするのかというのが全然見えてこないんですよ。今、上限が7万幾らと言ったと思うんですが、それと下限と、その間で、平群町の場合、農業委員と何とか委員と両方合わせて18人か19人やったと思うんですけども、その人たちで分けるということになるんですけどもね、その辺どういうシステムになっているのかもう一つ見えてこないんです。その辺もうちょっと説明していただくのと、上限は幾らかもう一度説明していただけますか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

活動実績につきましては、上限が年額7万2,000円ということになってます。交付金が国の予算の配分ということでされるんですけども、一応、活動実績の日数や人数に応じてということで聞いております。その中で全国の活動実績と比較して各農業委員会に割り当てると、そういうことになってます。実際どんな感じやということでもちょっと聞いてたんですけども、一応目安としては、1回1人が出たら大体6,000円ぐらいになるんじゃないかなと。年間1人6,000円出て、12回ぐらい出れば上限の7万2,000円になるんじゃないかな、そのように思ってます。

あと、成果実績につきましては、農地の集積・集約化ということで、集積面積の増加に応じてということになってますので、面積が多く集積化されればもらえると。もう一点は、遊休農地面積の解消の実績に応じてと、この2つになってます。最低でさっき言ってました、年額1万何ぼ言うてたんですけども、この実績なんですけども、平群町の場合、農地の集積率が、奈良県平均16.2%に対して平群町は30.6で倍ぐらい集積されてると。これをさらに上げるっていうことになりますと、使いにくい、耕作しにくいような農地をしていくっていうことになりまんですけども、平群町の場合、山間部なのでちょっとしんどいことになるんじゃないかなと。遊休農地につきましても、今言うてました山間部に勝手の悪い農地がたくさん残っているということで、これも大変やなというような状態だと。ただ、活動のほうについては、遊休農地がふえないように、それを中心に活動のほうをしていきたいと思ってます。

あと、成果実績の上限額なんですけども、集積面積が現状の7.2%以上、遊休農地の面積を31.2%に解消した場合、それぞれに24万2,666円交付金がありますんで、両方ともマックスになると、1人当たり年額48万5,332円までという規定は最大であります。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

わかりました。わかりましたというか、ややこしいわね、実際。これどうなんですか、年度末にということは、今年度から交付を受けられるということであれば、平成30年度末、来年の3月31日で国のほうが審査をして、31年度予算で反映するということですか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

指針のほうは11月にできましたので、今から来年度にかけての計画のほうを具体的に詰めていきまして、年度明け、来年春ですね、事業計画を県のほうに提出して、それが認められまして、最終、31年度の年度末ですね、それがもう一度実績報告をしまして決定されると。31年度からになります。

○議長

ほかに質疑ございませんか。馬本議員。

○12番

僕、今の話は納得できへん。というのは、山口君はおくれてもいたし方ないねとおっしゃったけど、私はそういうことは思うてない。あなた、当初予算に32万4,000円組んでんちゃうん。30年度予算、歳入に組んでない。言うてる話、全然ちゃうやんか。要は、基本的に推進指針あって、それに伴い事業実施計画、それと、きょう出されておる条例改正を可決されて初めて条件がそろうわけや。そういうことやろ。交付金申請するに当たってそろうわけや。にもかかわらず、何で30年度予算32万4,000円計上してんの。あなたの言うてる、金額がわかってません、わかりませんという話と違うやんか。32万4,000円組んでない。まずそれを確認しよう。どうやの。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

議員おっしゃるとおり、活動実績の一部ということで32万4,000円組んでおります。

○議長

馬本議員。

○12番

ということは、条件もそろってないのに組むというのはナンセンスや、わしに言わしたら。そういうことやろ。例えば、もう昔の話になるけども、平成28年度予算やったかな、文化センター建設に当たって予算を否決されたんかな、たしかそんなときあったな。けれども、国のほうへ申請するに当たって、予算が可決されてなかったら申請できへんわけや。にもかかわらずあなたは、行政側は30年度に予算を組んでんねん。なんかなし組んでないと思う。僕の言いたいのは、おくれて申しわけありませんという言葉なぜあなたは発しないか、それだけのことなんですよ。

というのはね、おかしいなと思うた。この条例は公布の日から施行すると書

いてあったから、僕は疑問視したわけや。それでちょっと調べますと、そういう形になっておりますので、ここであんまり言いたくなかったけども、39自治体で11団体、交付受けれるようになってるやんか、違うの、奈良県内で。全然違うやんか、話。そやから、先ほど言うたように、平群町としては申請が非常におくれましたということを速やかに謙虚に認めていただきたい、というのが僕の行政側に対する要請なんですけどね。

予算は計上しているわ、条例はこうこうしてこれからやります。全然ちぐはぐや。交付金を予算化すれば、条例が皆整うて、実施計画も申請して初めて予算計上するんちゃうん。山口議員に対する答弁はおかしいで、というふうに私は思ったので改めて質問してますけど、私の言うてる質問、間違ってますか、どうですか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

議員のお述べのように、予算化したのは見切り発車ということで、そこは申しわけありません。申請につきましても、できている市町村があればできるということもありましたので、若干おくれていましたけども、そこは含めまして早くできればよかったと思ってます。

○議長

馬本議員。

○12番

皆、人間誰でも間違いもあるし、おくれることもあるからね。要するに、当初、提案理由のところで、実はこうこうして予算は計上されていますけども、条例はこうこうしておくれてますということを、謙虚に最初に。その謙虚さが無いのが僕は非常に憤りを感じてるわけや。全然合うてこないということもありますんで、今後こういうことのないように、きちっと予算と条例改正案とはセットされて初めて申請ということになりますんで、その点も肝に銘じて今後議案を上げていただきますようお願いをしておきます。

○議長

答弁はよろしいでしょうか。

○12番

はい。

○議長

ほかに質疑はございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
本案については原案どおり可決することといたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決
定いたしました。

続きまして

日程第5 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第47号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7 番

4月にさかのぼって給料については遡及するということになると思うんです
けども、それも含めて、今年度このことで人件費どれくらいふえるのか。

それと、もう一点は、宿日直手当というのも増額になってるんですが、平群
町は今委託してますよね、ここの本庁舎。その他にあるんかわかりませんが、
この点の、昨年度実績と今回改定によってどれくらい増加するのか、その点ど
うでしょうか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

改定によります人件費の関係でございますけども、給料、手当、また、負担金等がございますので、一般会計、特別会計、企業会計も含めて、全体で631万6,000円ほどになる予定でございます。

先ほど言われました宿日直手当につきましては、もちろん現在委託しておりますので、その辺の差額というのがどういうふうな、なるんかというのはちょっとわからないといえますか、資料を持っておりませんので、今現在の委託の費用でいいんですかね。

○議長

山口議員。

○7番

委託は委託で、あれでしょう、人件費として出てこない。人件費というか、宿日直手当として出てこないでしょう。それは別に関係ないわけでしょう、民間企業に委託しているわけやから。そうじゃなくて、職員が宿日直する場合のこれは手当でしょう。それがだから今幾らで、今度の改正で、いや、全くないんだったらないでかまへんよ。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、宿日直については全て委託しておりますので、職員については発生しておりません。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定しました。

続きまして

日程第6 議案第48号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第49号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第50号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

以上3件については、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第48号 議案49号 議案50号 提案理由説明

○議長

これより議案第48号、議案第49号、議案第50号、3件に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

このことによる経費増、それから、来年度、6月と12月は一緒の金額にするという、これまで一緒というのは余りなかったと思うんですが、これは何か意味があるんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

町長におきましては、今回、支給はございませんので、ゼロということになります。ただ、もし町長に支給する場合でしたら、3万4,440円ほどの支給になっていたということでございます。また、副町長につきましては、2万6,208円。ただ、11月末をもって辞任されておりますので、本来ならば

3万2,760円支給をされるということになっております。また、教育長におきましては、3万2,025円支給をされる予定でございます。また、議会議員さんにおきましては、議長さんにおかれましては2万160円、副議長さんにおかれましては1万7,360円、議員さん各位におかれましては1万6,240円というふうになっております。

それと、今回、同額の月数があるということにつきましては、ちょっと私もまだ把握しておりませんが、特に何か問題があるかということ、事務的には特には問題もないと思いますので、その辺、詳しい情報はまだ入っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

山口議員。

○7番

情報が入っていないって、平群町が決めるのちゃうんかいな。ずっとね、大体、民間企業もそうやけど、冬のほうが多くするって。何でか知らんよ、それも何でかわからんけど、今回全く一緒にしたから、どうしてかなという。普通、疑問持たん。今までずっと差をつけといて、今回だけ同額にするというのは、県から言ってきたからそのまましているだけですという条例か、これ。平群町としては、上げなあかんという必要性があって上げて、今年度については4月にさかのぼって遡及すると。ボーナスについては12月でその分ふやすということ、それはそれでええですやん。でも、来年度、何でこれ、一緒にしてんのという。どっちみち来年また人勧で上がったら、12月につくから、それで差がつくからええやんという、そういう話じゃなくて、何か理由があるんでしょう。そんな理由は聞かへん。例えば県がこういうふうにモデルを出してきたら、そのまま何も考えんとするだけ。全く何も考えんとしてんの。普通なら、例えば私がそういう担当をしているのであれば、何で今度こういうことになってるんですかって、聞くよね、普通。瓜生課長、それ聞かへん。瓜生課長でなくても担当主幹でもええけどやね、普通聞くとするんではないか、誰でも。別にこれで時間とるつもりはないんやけど。誰でも疑問に思うことですよ、普通、住民が。いや、知っていればね。住民さんはそんな興味ないやろうから、率までね。だから、その理由、今でなくてもいいですけど、なぜそうなったかだけどこかでちゃんと説明していただけますか。ただ、言っておきますけど、平群町が条例として出してるんですよ。別に県が出してるわけでも国が出してるわけでもない。平群町の責任で出してるんですから。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

申しわけございません。また後で言わせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長

質疑はございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案3件に対する質疑を終結します。

これより議案第48号に対する討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第49号に対する討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定しました。

続きまして、これより議案第50号に対する討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定しました。

平成30年12月11日付で、山口議員外2名より発議が提出されておりますので、この取り扱いについて議会運営委員会を開催していただきたいので、午前10時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時58分)

再 開 (午前 10時30分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

総務防災課長より発言を求められております。これを許可いたします。総務防災課長。

○総務防災課長

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。先ほどの31年度以降の期末勤勉手当ですけれども、同じ率で配分するというところでございますけれども、このことにつきましても、私どもの給与改定につきましては、人事院勧告に基づく給与改定をしております。それに基づきますと、31年度以降は6月期、12月期期末手当等は均等に配分するというふうな形に今回勧告をされておりますので、そういうふうなことで改正をさせていただいたということです。もちろん人事院勧告ですので、民間の調査をされた上でのことだと私どもは考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長

それでは、先ほど開催されました議会運営委員会の結果を報告願います。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

それでは、報告させていただきます。

平成30年12月11日付で、平群町介護保険条例の一部を改正する条例について、この発議が1件提出され、その発議の取り扱いについて先ほど協議いたしました。

まず、本会議に追加日程として本日の本会議に上程することに決定いたしました。なお、本案は文教厚生委員会へ付託することも決定いたしました。日程につきましては、日程第17 同意第10号の次に議題とすることに決定いたしました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長

お諮りいたします。

山口議員外2名より発議第7号が提出されました。これを日程に追加し、日程第17 同意第10号の次に議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。発議第7号を日程に追加し、日程第17 同意第10号の次の議題とすることに決定しました。

続きまして

日程第9 議案第51号 平群町放課後児童健全育成事業施設条例の一部
を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第51号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○6番

北小の学童の問題は、私もこの6月議会でも、非常に狭隘になってきていて定員も20名以上オーバーしているという状況の中で、早急な改善ということで質問させていただいて、来年度から一定緩和するという方向で今回出されてきたんだと思いますが、1つは、学童1・2ということで、広がる面積ですね。一応、1人当たりの面積は国の基準で1.65ですか、それを何とかクリアしているとは思いますが、このことによって、ほかの学童との1人当たりの面積はかなり開きが私はあるんじゃないかというふうに、6月の質問のときも言ったんですが、そういう状況ではないかなというふうに思うんですが。とりあえず何とか広げてもらったという形なんですけど、広がる面積が1つ。

それと、1・2ということで全く別な学童として運営をされるのかどうかですね、そこら辺。それと、広がる部分については、ことしの夏休みに急遽の受け入れ、夏休みのみの受け入れをした旧用務員室、そこが今回広がる学童の部分になるのかどうかという問題。

それと、当然、学童1・2という形で定員もふえるわけですから、指導員もふやしていかないといけないんですが、そこら辺についてはどのように考えておられるのか。

これの改修に係る費用等そこら辺も、一定、どういうふうな改修にするのかということも含めて、それは先ほど言いました1・2という形で全く別な形で運営するのかどうかということにもかかわってくると思うんですが、その点について少し御説明いただけますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

植田議員のただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、面積でございますけれども、述べられましたように、旧用務員室、用

務員さんがお使いになっておった部屋を、隣接している部屋を利用しての活用ということでございます。面積につきましては、55平米となっております。

そしてまた、学童1と2の活用方法という御質問でございますけれども、まずはきちんと2つの学童に分けてということも考えておるんですけども、体調が悪くなった子供さんたちが休憩するスペースであったり、テレビを見るスペースとかいう、使う目的によってその部屋を使い分けをしまして活用していくということも考えておるところでございます。それにつきましては、指導員と今、綿密な打ち合わせも進めておるところでございます。

そして、指導員さんにつきましては、1名の増員ということで、次年度予算で1名増の予算を計上させていただく予定にしております。

そして、改修の予定ですけども、まず、エアコンの設置でございます。それとカーテンの設置、そしてまた、老朽化しております照明機器を入れかえをするということも考えておるところでございます。あと、流し台とかを設置しておりますので、それを撤去いたしまして、フラットにしてけがないように、安全に保育が保てるように進めていきたいと考えておるところでございます。

改修費用につきましては、次年度予算でまた計上させていただくということでお願いいたします。

○議長

植田議員。

○6番

ありがとうございます。

それと、大分前でしたかね、大規模な学童については補助金を減らすというふうな国の方針があって、国のほうもおおむね40人以下が望ましいというふうなことも出ていて、そういう中で今回こういう形になるんですが、今回2つに分けることで補助金関係というのが変わってくるのかどうか、ふえるのかどうかも含めて、そこら辺も1点お聞きをしたいというふうに思います。

それと、今回、1人当たりの面積が1.65ぎりぎりぐらいの、北の学童は広がることになると思うんですが、東1・2、それと南が、北がこうなったことによつてのほかの学童との数字、1人当たりの面積が持つておられるのであれば、それも御報告願えますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきますが、まず、補助金について

でございます。学童を1つふやすことによって全体の基準額というのは上がるんですけども、平群町はそこまでのとこまで達しておりませんので、基準額につきましては今回は関係ないということでございますが、指導員を1名増員することで、費用負担が国・県・町、3分の1ずつの負担ということになりますので、3分の2が国・県から補助金として入ってくるということです。そしてまた、エアコン等の備品の設置等につきましても、国・県・町、3分の1ずつの負担割合ということになっておりますので、3分の2が国・県から入ってくるという状況でございます。

そして、歳入の部分では、年間84名が増員入所するという試算をしておりますので、大体、金額で試算いたしますと26万4,000円程度の増額を見込んでおるとい状況でございます。

それと、あと、基準の1.65平米でございますが、それにつきましては、他の学童との比較ということでございます。今回は、北学童につきましては、児童1人当たり1.67平米ということで基準をクリアしておるわけですが、ただ、平群学童の1につきましては3.8平米、学童2につきましては同じく3.8平米、そして南学童につきましては2.13平米ということで、若干の開きはございますけれども、安全を確保して、北学童におきましても、学童保育の推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長

植田議員。

○6番

ありがとうございました。今、課長のほうがおっしゃったように、やはり平群の1・2とかあるいは南の学童に比べて、北は、クリアはしていても狭隘な状況ということには変わりはないかなと思います。今のところ、学童は学校施設の部分で使っているから、なかなか簡単に学童保育の面積を広げるといのは難しいのかもしれないですけども、やはり同じ町内で同じ保育料を支払っているのであれば、環境的には少しでもその開きがないように近づけていただきたいということは申しておきたいと思います。

以上で結構です。

○議長

ほかにはございませんか。井戸議員。

○3番

お願いなんですけども、前々から特に空調に関しては苦情といいますか、やっぱり余り効かない。これから冬ですのでそこまで影響はないんですけど、夏になるに従って、人数が多過ぎたことによってクーラーがほぼ効かなくてサウ

ナ状態になったというのを聞いてます。今回、そういう意味では、クーラーがふえるということで少し緩和されるのかなとは思いますが、その辺はまた現場の声を聞きながら、ぜひとももうちょっと子供さんの環境がよくなるようによろしくをお願いします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第51号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決
定いたしました。

続きまして

日程第10 議案第52号 平成30年度平群町一般会計補正予算(第6号)
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第52号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。窪議員。

○10番

23ページであります。大規模改造事業費、今、説明がございましたが、平群南小学校のエアコン設置に係る費用でございます。全国でことしの夏も大変な猛暑で、いよいよ国のほうも動きまして全国の小中学校でエアコンが設置されますが、平群町におきましては、南小学校と平群中学校が未設置であります。今回、国のいろんな補助等とも御活用いただき前に進んでまいりますけれども、9月議会でも質問させていただきましたが、再度御確認をさせていただきたいと思っております。

明年6月末までには、暑くなるまでには設置したいと、それを目標に春休みから工事を等々の御説明があったと思うんですが、全国で一斉に工事が集中いたしますので、今回計上をしていただいて可決して、それからのスケジュールを再度御確認させていただきたいと思っております。そして、平群中学校、これもあわせてスケジュールのほうを御説明させていただきたいと思っております。

それから、9月の時点では、国、県のほうから補助に関する説明は全く聞いていないということでございましたが、その点につきまして、国のほうも11月ですか、全国の小中学校のエアコン設置に係ります補正予算約900億円が計上され、可決をしております。今回、県もどのような動きか御説明をいただきたいと思っておりますが、これによりまして、今までのエアコン設置に係る平群町の負担割合と、今回は大幅に軽減がされると思うんですが、その点につきまして御説明をいただきたいと思っております。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、ただいまの窪議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、南小学校のスケジュール、そしてまた、中学校の今後のエアコン設置のスケジュールについての御質問でございます。

以前に、6月下旬の竣工を目指していきたいということで、7月からエアコンが稼働できるように進めていきたいということをお報告をさせていただいたわけでございます。ただ、言われましたように他の市町村の設置工事が集中することが予想されますので、ずれ込む可能性もあるということでは、确实には8月末までには設置を完了していきたいと考えております。今後、業者が決まり次第、工事の手法を協議する中で、手法につきましては普通教室から着手して、先に普通教室を完成して、その後、特別教室に着手をするというようないろんな手法も考えながら、業者と進めていきたいと考えておるところでございます。

そして、中学校のエアコンにつきましては、実施設計が年明け1月に完了する予定でございます。3月議会に工事費の補正予算を計上させていただきたいと考えております。5,000万以上の工事費となることが予想されますので、5月の臨時議会で議決をいただきまして、業務に着手して、主要な工事は夏休み中に行いまして、中学校につきましては、2学期の9月からの運転稼働を目指していきたいと考えておるところでございます。

それと、補助の内容についてでございます。まず、今回、国の一般会計の第一次補正予算の冷房設備対応臨時特例交付金を活用させていただきわけですが、これにつきましては、従来、国庫3分の1、起債75%で、元利償還金の30%を交付税算入というメニューでございましたが、今回の特例交付金につきましては、国庫3分の1、起債充当が100%、そして元利償還金の60%を後年度で交付税算入されるという有利な補助金になっておるところでございます。

そして、あと、県の補助の内容でございますが、内容につきましては、国の今回の臨時特例交付金を活用した事業に対しまして、市町村負担分のうち国庫補助金と交付税算入分を除きまして、普通教室部分にのみ後年度元利償還金の4分の1以内で翌年度に一括補助されるということでございます。

それを減債基金へ積み立てをいたしまして、借り入れをしました地方債の償還財源として2年据え置き10年で返還するという内容になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。6月末まで、この予算を計上しないといけませんので、中学校も3月の補正で、また5月の臨時議会で議決が必要だということですが、平群町は2校だけですよね。近隣見ましたら、生駒市は相当な校数ですね、教室数、また奈良市もですけども。やはり2校だけですので、ほかの自治体とは違いますので、これまで計画的に取り組んできていただいておりますので、ぜひともやはり執念を持って、南小学校におきましては、今、普通教室からとかいろいろ手法を考えているとおっしゃってくださったので、子供の暑さ対策、災害級ですので、これには本当に神経を集中していただいでしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

そして、国も県も大きく動いてくださいましたので、よかったかなと思っておりますが、金額的に影響額というところまでは出ていないでしょうか。もしくは出

ておりましたら御説明をいただきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回、南小学校のエアコン設置に係ります総事業費のうちの財源内訳について御報告をさせていただきますが、まず、総事業費といたしまして5,577万6,000円を想定しております。それと、国の財源措置といたしまして、国庫3分の1と60%交付税算入も含めまして考えますと1,753万円でございます。そして県の補助が96万7,000円、そして、起債並びに一般財源を合わせまして3,727万9,000円ということになっております。合計5,577万6,000円でございます。

○議長

ほかにございませんか。山口議員。

○7番

まず、補正全体でいえば、一般財源部分は全て財政調整基金の積立額の減額ということで、金額的には4,747万ということなんですけど、これも踏まえて、今年度については、駅周の清算交付金が、初め5億8,000万やったのが5億4,000万ととか数字変わってたと思いますが、5億4,000万入るということで、相当な黒字に、単年度収支については黒字になるということでした。

基金の積み立ても、今回出してもらっている基金の状況を見ると、今回積立額を減らしても、最終的に単年度収支でいえば1億8,000万近くの黒字になるという見込みなんですけどね。でも、もともともっと大きい黒字予定やったと、じゃないかなというふうに思うんですよ、6月ぐらいの時点では。ただ、今回、11月の住民説明会には財政シミュレーションは出ていませんので、6月補正以降どういうふうに状況が変わってるのか。その点をまずね、決算見込みということになるわけですが、その点どうなっているのか。

特に9月の補正では国からの地方交付税が1億円近くふえてましたから、それも考慮して、一体どうなってるのか。9月に聞いたときは、今んとこ6月以後と変わってませんということだったんで、その点、ちょっと説明いただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回の補正を通じてというところで、平成30年度の財政見込みという部分での御質問かなというふうに理解をさせていただいております。

まず、財政シミュレーションという部分で申し上げましたら、9月議会で御答弁申し上げたとおり、6月以降9月の、いわゆる交付税でありますとか前年度の繰越金等々を加味した上でお示しさせていただいたシミュレーションが6月以降のシミュレーションでございます。現時点で新たなシミュレーションはつくっておらないということでございますので、6月にお示しをさせていただいた財政見通しと今現状思っておる見通しとは、シミュレーションという部分では余り変わってございません。

ただ、実際に補正を繰り返す中での個々の財政上の動きというところがございますが、御承知のとおり、当初予算でいいましたら、4億2,900万程度の未確定財源から出発をいたしまして、6月議会で駅周の清算金という形で5億4,000万程度の歳入を見込んだ中での財政運営でございます。その中で、前年度の繰越金1億9,900万程度があった上での、今年度一番最後の末尾で出ております基金の積み立てが約2億9,500万ぐらいの年度末の基金の見込み、単年度でいいましたら、今、議員お述べの1億8,000万程度の基金の積み立てが見込めるのではないかというふうな状況でございます。

この間の補正でございますが、6月議会並びに今回の補正につきましても、一般財源のいわゆる財政出動を伴うような補正が多かったというところがございます。例えば扶助費の精算金でございましたりとか、6月議会でしたら、小学校の用地を買うに当たって起債に充当ができない部分、一般財源を充当したようなところ、また、用先特会等への繰出金ということで、かなり多額の費用も発生しておりますので、先ほど申されたように、正直申し上げまして、思ったより多額の財政見通しといたしますか、黒字化は少し期待できなかったのかなというのが正直な今現在での財政上の思いでございます。

とはいえ、単年度で基金の額といたしまして1億8,000万程度の基金が今年度積めるであろうということと、未確定財源につきましても、6月の補正並びに9月の補正で全て消すことができましたので、平成30年度の決算見込み、どうなるかはわかりませんが、不用額等の見込み額が幾ら出るかというところで、30年度の決算がそろそろ見えてくるような時期になるのかなというふうな思いは持っておるところでございます。

○議長

山口議員。

○7番

シミュレーションばかりつくってても、実際のと乖離があったら意味がないんですけれども。じゃあね、一つ聞きますけども、黒字の最大の要因は、さっきも言いましたように、駅周事業の清算交付金ということなんです。これは予算上は既に歳入のほうには入っていますけれども、実際、3月末までに、年度内に、5億4,000万か5億8,000万か数字が動いたりするんであれですけども、実際に入ってくるのは幾ら、確定したのかどうかということと、3月末までに、今年度内に間違いなくそのお金というのは町の収入として入ってくるのかどうか、その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今おっしゃられましたように、平成30年度の一般会計の黒字の要因っていいものは、やはりこの清算金の交付が受けられるということで、かなり飛躍的に単年度の収支、また、それ以降の収支が改善をされたというところがございます。予算上は5億7,011万円ということでの予算措置をしておりますが、これは組合の事業との絡みとといいますか、進捗状況の話になろうかと思いますが、今現在、それぞれの地権者、平群町も一地権者でございますので、清算の事務を駅の組合のほうで鋭意されておるのかなというところがございます。ちょっと額については、まだ正式な額について把握できていないところもございます。当然この額につきまして大きな変更等が出るようであれば、一定その部分につきましては、議会のほうにも丁寧に御説明を申し上げなあかんというふうに、財政担当課としてはまず思っております。かなりこれによりまして財政の見通しというのが変わってくるわけでございます。

実際に年度内に入んのかというところがございますが、これにつきましても、今、組合のほうと打ち合わせまた進める中で、基本的には年度内の清算に向けて、他の地権者同様、平群町においても一地権者でございますので、年度内の交付に向けて今、鋭意努力をしているというふうなことは、事務者レベルの中では話としてはお伺いしておるようなところがございます。

○議長

山口議員。

○7番

3月議会にははっきりすると思うんですけど、要するに5億8,000万なり5億4,000万のもらうに至った経過っていうのは、今また説明する気はないですけども、要するに借金でつくったお金。町長が、これは新聞で読ん

だんですけれども、初登庁の挨拶で起債、要するに借金についてちょっと触れてたと思うんです。毎日新聞か奈良新聞か忘れちゃったけども、要するに、18%を公債費比率が超えて県の許可が必要になる云々のことをちょっと指摘されて、記事に載ってました。しゃべられたんでしょ。その点についてどう思ってるのかというのは後で町長言ってもらったらええけど、その前に、要するに、その黒字を生み出す借金があって、150億を超える借金になってるということなんです。今回の補正でも5,220万の借り入れをふやしてるわけですよ。今年度末の借り入れ残高っていうのは幾らになるのか、18%をもう超えてしまうのかどうか、その点どうですか。

それと、町長には、どういう意味合いでそういう挨拶をされたのか、その点もお聞かせ願いたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

借り入れ残高につきましては、地方債補正によりまして、総額といたしまして、今年度25億302万4,000円の起債の限度額ということになります。借り入れ状況につきましては、今、事業執行中のところもございまして、ちょっと正確な数字を把握しておらないということでございますので、大変申しわけございません。

それと、あと、起債の制限比率等の問題でございますが、今現在の時点では、いわゆる県の同意であるとか、ある一定の縛りがかかるような水準にまでは起債の制限比率は行っていないというところでございます。この今回の補正を加えましてもそういうラインには到達をしていないというところでございますが、先ほど申されましたように、起債残高が全体で150億を超えているというところがございます。ですので、今の現状といたしましては、単年度のベースで借入額と償還額、いわゆる償還額を上回らないような借り入れということに注視をしてみらねばならないというふうなことは強く認識しておるところでございます。

○議長

山口議員。

○7番

今の最後の話ね、町長にはまた後で答えてもらう。最後の話ね、上回らないって、ことしと来年については、文化センター・図書館建設で、それはもう無理でしょう、返すほうが多くなるなんてことはできっこないわけだから。だか

ら、来年度までは間違いなくふえるわけですよ。だから終わった時点では18%を超えるんでしょう、今の見込みでいえばね。事業をするに当たってはもう借金しか、要するに起債を使わないと事業できない状況というのはもうはっきりしているわけやから。使うのは悪いことではないし、さっきも交付税算入が30から60に上がったとか、国のほうからいろいろそういう新しい施策とか補助メニューが出れば、そういうのを使ってやるのはそれはそれでいいんですが、借金ばかり気にするわけじゃないですけども、この間の手法を見てると、さっき言いましたように、黒字を生むのに借金するっていうのは、本当は一番自治体としては余りやってはならないというか、もう最後の手段ということの状況まで来ているわけですよ。そういう中で、やらなければならない、当然、学校の施設整備とかそんなんはもちろんしなければならない。金を使うなというわけじゃないですけども、生み出すものが一切なくて、もう一つ嫌なことを言わせてもらおうと、過年度の、もう返すほうばかりで、もらうほうは今回だって三十数万で、返すほうは千万単位になっているわけ。一体どういうことかなど。要するに過去にもらい過ぎたということになっているわけでしょう。本当にそうなんかって、そういうのもちょっと検証する必要あるのちゃうかなって。これは別問題ですけども、その点思うんで、今の段階で借入金残高見込み、今年度末で幾らの公債費比率になるのかは、数字として、今の段階ですからももちろん見込みですけども、見込みで出してください。今でなくてもいいですから。

それと町長には、さっき言いましたように、18%、そういう挨拶をされたのかどうかも含めて、その点についてどういう方策を考えておられるのか、その点はぜひお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今の山口議員の御質問、前段の部分につきまして御答弁申し上げたいと存じます。

私、最後のほうで、発行額が償還額を上回らないようにということは申し上げました。ただ、それは将来的な、今後、32年度以降、ある程度一定事業の収支、いわゆる今動いておる文化センターであったり駅周事業であったりといった、大型な財政出動を伴うようなものがある程度終了した段階での今後の財政見通しのあり方ということで申し上げまして、今年度であるとか、当該年度、来年度以降については当てはまらないかなというふうには、御指摘のとおりになると思いますので、その部分については、注釈といいますか、言葉足らずで

したので、補足させていただきたいというところでございます。

それと、もう一点、今現在での財政見通しのなものにつきまして、当然、3月補正並びに9月に決算ということになります。中間での今申されました公債費の借り入れ状況、償還状況、並びに現時点での公債費比率等についてちょっと1回検証させていただいて、何かの機会にでも議会のほうにも御報告申し上げたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

町長。

○町長

山口議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、施政方針で申し上げましたとおり、地方債の発行、今150億、そして毎年の償還額やっぱり10億を超えていくというふうに、本当に厳しい状況になってます。それと、確かに平群町、基金とか財源がない中で、各事業に当たっては起債に頼らなければならないのが現状であるのは、これは確かでございます。今後、できるだけ国の補助金を活用したり、交付税算入のある有利な起債を借りるようにして財政の健全化に努めてまいりたいというふうに考えています。

○議長

山口議員。

○7番

その程度しか答えられないと思うので、その件はいいです。

財政の点は、できたらきょうじゅうにそんな数字は出されへんかね。すぐ出せるでしょう、今の段階で。だって、この補正後のやつをまず出せばね。借金のほうですからね。黒字とか赤字とかいう話じゃないんやから、借金はした分たまるだけやから、あと、今後予定してるのさえ入れれば、今年度末幾らになるかってわかるし、その数字から公債費比率が当然数字としては出てくるわけやからね。きょう何時に終わるかわかりませんが、きょう終わるまでにちょっとそれは出してくださいよ。この議案の審議とは直接関係ないから、議決とは関係ないんで、それはぜひ出してくださいね。

それと、1点だけちょっと気になったんで聞くんですけども、後期高齢者医療の精算金が1,313万円って、すごく多い。これまでどうだったんかちょっと覚えていないんですけど、非常に多いんですね。町が過去の後期高齢者広域連合に対して、本来予算組んでる、いやいや、去年までの、去年の分について、去年の分ですよ、これ、29年度分ですよ、その精算金1,313万円ってちょっと金額が大き過ぎないかなと思ったので、この点だけもう少

し説明していただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

市町村の公費負担金といいますのは、29年度の分につきましては、広域連合から示される分でございます。もともと27年度の決算ベースをもとにして29年度の予算を立てるものでございます。27年度決算におきまして、県全体での平群町の割合なんですけども、1.65%ございました。その中で、29年度の全体の必要な額の1.65%ということで29年度の支払いになっております。

それで、療給負担金ですので、実際、住民の皆さんがかかれた医療費の実績の数字と、もともと県が出してきた予算の数字との乖離が1,313万3,000円あったということでございます。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

1.65の負担率というのは、もちろん75歳以上の人口とか、それまでの医療実績とか、そういうもんで決められていると思うんですが、これは毎年動くんでしょう、過去の数字をもって。29年度については1.65と決められて、実際に後期高齢者医療でかかった金額に対して1.65を掛けたら、平群町がもともと29年度予算組んで支払った金額よりこれだけ増えた、という説明というふうに聞いたんですが、それでよろしいですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

予算は1.65%で計算をします。ただ、平群町の医療費実績に基づきます。だから、あくまでも1.65%がそのまま推移して実際の数字とは乖離があるというのは、この数字になってきていると思います。

○議長

山口議員。

○7番

国保会計でいうと、奈良県の場合、6年後に、平成36年、もう平成ないから2020何年ですよ、それで統一されると。今年度から、国保税は別にし

て、それ以外は統一されて県が全部医療費を払うということになってますよね。でも、後期高齢者は、じゃあ、平群町の75歳以上の人たちがかかった医療費ってのを毎年計算してそこで精算してるわけやね。国保の今度の統一とはシステムが大分違うわけやね、そこでは。そういうことですね。わかりました。結構です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定しました。

続きまして

日程第11 議案第53号 平成30年度平群町国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第53号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 7 番

全体で補正額が1億8,300万もあって、国保の一般財源は一切使わない。制度の変更で、基本的にかかった医療費は全て県から補填されるという会計上の処理だけの問題になってるから、こういうことが起こるんだと思うんですよ。

それで、一番問題になるのは、今の国保制度っていうのは、要するに、国保加入者から集めた国保税と、県に支払うお金、県が決めた金で、県は一切精算しないとやってるわけだから、昨年に決めて、今年度分として決めた金をそのまま払うということなんですね。そこで問題になってくのは、さっきも言いましたように、国保税収が平群町にとって幾らあるかということなんですね。

2点聞きますが、もともと当初予算で組んでいた収入、確保できるのかどうかというのが1点。それから、加入者の変動の状況ですね。3月、6月議会でもちょっと問題になりましたけども、もともと平群町は4,950人の被保数を予定してたのが、県のほうは5,099人で平群町にお金を請求してきてると。それだけで相当乖離がある。149人の乖離あるわけですけども、今、人数はどうなってるのか。これが2つですね。

それと、直接関係ないけども、これも聞いておきますが、療養給付費が1億円もふえると。高額療養費も4,100万円も当初予算よりふえる。その要因についてはどういうことなのか。その3点、お答え願えますか。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

御質問にお答えさせていただきます。

まず、当初予算ですけども、国保税の収入、約5億8,000万円の収入を見込んでおりました。今現在、調定額から収納率97.5%程度を満たした場合、5億6,100万円ほど確保できると考えております。収納率がまだ若干上がっていくと思いますので、この辺もまだ定かではございません。ただ、滞納繰り越し分も去年の繰り越しがぎょうさんありまして、1,600万円程度の滞納繰り越し分も見れるということで、5億8,000万に対して5億7,700万程度の歳入が見込めるというふうに考えております。

それから、加入者でございますけども、30年10月末で、一般で4,852人、両方で、退職入れて4,855人という……。

「大きな声で言わんと聞こえへん」の声あり

○健康保険課長

30年10月末で被保険者数は4,855人です。昨年度同時期であれば5,152人ですので、297人減ってるということになります。

それから、医療費が伸びた原因でございます。我々もデータが余りそろってない状態であれなんですけども、月報の数字を見てると、入院のほうはかなりふえてるということでございます。KDBシステムをちょっと見させていただいたら、1人当たりの疾病別の入院の医療費が、29年の県の平均に比べて平群町はかなり高くなっている部分がございます。それが去年であれば狭心症だけやったんですけども、今年度は関節疾患とか大動脈瘤とかいうのが県に比べて1.2倍から2倍程度の医療費になってると。それから、2倍以上になっている分が、食道がんと咽頭がんという2つの疾病が今のところ確認できてるということでございます。1人当たりの医療費が県より高い疾患といたしまして、今年度は、やっぱりがんですね、咽頭がん、食道がん、膀胱がん、子宮筋腫、大動脈瘤、脳出血という6疾病が県よりかなり高い状況になっているということが、今の段階で推測されるところでございます。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

最後ですけど、急に高くなったんかいな。もう関係ないからな。いや、会計上はやで。住民の健康のことを考えれば喜んでられへんけど、会計上はもう関係ないわけでしょう。予防しようが、平群町の医療費抑えようが何しようがもう関係ないわけやから、まあ困った制度になりましたねって言うしかないんでしょうけども、そのことは別にして、会計上の問題でいうと、さっきちょっと聞こえなかったんでもう一回答えてほしいんですけども、調定額が5億1,100万って言った。5億1,100万。97.3掛けて5億1,100万って言った。5億7,000。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、もう一度。調定総額は、一般・退職含めて5億7,555万1,000円です、今現在。それで97.5%を掛けまして5億6,100万程度かなと思います。

○議長

山口議員。

○ 7 番

それでいくと、大体、滞納繰り入れも入れれば当初予算程度は何とかクリアできると。ということは、県に払う金も十分できるという見込みになるわけですね。この前、どこでしたか、奈良県39市町村の資料が出て、これは「へぐり民報」でも前に書きましたけども、所得の水準別で100万、200万、300万で、要するにどっちかというところと所得が低い人たちを対象に、39市町村の順位というか、国保税、国保料が幾らかというのを所得別に出てたんですよ。100万のところは7割軽減とかありますから実際はもっと低くなるんですけども、どれをとっても平群町は断トツの1位。「へぐり民報」では、200万、300万、年金者とあれとを別にして3つほどのパターンで、前に町がつくったパターンと一緒に方法でつくりましたけども、それを見ても断トツの1位なんですよね。

それで、今回、介護保険はようけ金余ってるから出したんですが、国保がどうなるかというのはまだ見えなかったんで、議員提案での国保税の見直し、条例改正案は出してませんけども、町長には、今度の選挙では相当住民に寄り添ったような、出してはるリーフレットとこれで3つだけで、ただ、これとこれは全く中身一緒やから、これとこれだけやけどね。具体性は全くないというのは僕も指摘したから皆さん御存じと思いますが、具体的なのは、岩崎町長が実施しておられたやつを継続するという中身は具体的ですけど、それ以外は具体的ではないけども、ただ、高齢者も子供たちもっていうふうなことで考えれば、断トツで高い国保税。

今回のこれを見ると、医療費高くなろうが安くなろうが、とにかく県が決めた金を払うという、そのために加入者から国保税を集めるというシステムが変わってしまってるんで、今回、人数がこんだだけ減っても、県が5,099人ということで試算した金を払えと。いうことは、これ300人分余分にとるとのことなんですよね、住民からは。もちろん県に対して、岩崎町長は県に直談判もしたっておっしゃってたから、これについては、生駒郡の町長会とか西和七町の町長会とか、もちろん県全体の市町村長会とか、そういうところで、ほかのものは全部精算しながら、この人数については全く精算も何もしないという県のやり方は、やっぱり許されないということで強く言ってもらおうと同時に、来年度についてどうなんのこともうそろそろ話があるんだと思うんですけども、もう4,700人台まで減ってるわけでしょう。こっから前みたいに5,800人いてたのが1,000人以上減ってるわけですけども、これからはあっと減るということはもちろんちょっと考えにくいですけども、平群町は29年度むちゃくちゃ上げたから、それもあって、本来、退職してすぐ国

保に入るべき人が2年の猶予を持って入らないとか、それから、今は相当生活厳しいから再雇用で働く、国のほうも社会保障に入れるように今度、またきのうの新聞かおとといの新聞に載っていましたが、非正規はもちろんですけれども、パート雇用についても、社会保障、年金掛けたり、健康保険に入れるような方向に持っていこうとしてますから、国保はそんなにふえないし、これからそんなにむちゃくちゃ減るとは思いませんが、その辺の人数をきちっと県に認めてもらえれば、平群町の今の国保税率であれば相当な黒字になりますよ。これは宿題として担当課に言っておきますけど、10月というのは大体年間平均になると思うんで、今、4,855人っておっしゃったんで、4,855人で一回じゃあ試算したら、県に払う金がどれだけ少ななんのか。これは率で計算すれば出ると思うんで。その分、本来、来年もそのまま取り続けたら黒字になるということになる。理屈的にはこういうことなんですけど、それで間違ってますか、どうでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ことしの5,099人という数字ですけども、確かに現状より多い数字ですので、間違いございません。ただ、これはあくまでも納付金を計算する上での県が言うてるのは指数であると。だから、平群町が実際の数字に合わせた場合、全県的に同じような数字になってくるということで、あくまでも率を出すための指数であるということは口酸っぱくして言うてます。

今回、当然、31年の納付金の見込みはこれから出てきますけども、その中で人数の数ちゅうのはかなり少なくなってくるように県のほうは出しております。まだ概算での数字しかもらってませんけども、その数字よりもかなり少ない数字になっておりますんで。ただ、シェアで見るAのやり方と、1人当たりで出すBのやり方というのはまたありますんで、来年のことはまだ未確定でございますので、それも出次第、また御説明させていただきます。

○議長

山口議員。

○7番

もちろん言っていることはわかんよ。全体のパイも小さくなる。だから、平群町は5,099人と4,855人の比率だけ当てはめて引いたってそのとおりにはならん。それはそうです。しかし、ある程度の傾向は出るわけよ。さっき言ったように、平群町は突然療養給付費がふえたのがどういう原因かというのは、いろいろ疾病がふえているということですけども、でも、今度の制

度で、いくら自分のところで予防を一生懸命やって医療費全体を下げても、払う金が変わらんというふうに奈良県の39市町村は全てそうなるわけやね。その弊害がある程度出てるわけ。今回だけやからそれが全てやとは言いませんよ。もちろん1年でがっと変わるわけじゃないんやから、たまたま平群町の場合そうなる。

町長の挨拶でもあったように、高齢化の中でそら病気がふえてやね、扶助費がふえていく。医療費もふえていく。介護もふえていく。そのとおりです。そのとおりだからこそ、余りにも負担が高くなれば払いたくても払えなくなる。平群町なんか97%といったら、こんだけよそより高くて、奈良市なんか80%台ですからね。90%行かないんですから、収納率が。それに比べれば、去年、おととしまで98を超えていましたから、98. 何ぼですから、そこも考えてもうちょっと、3月議会には国保の引き下げを理事者のほうから出していただくような方向でぜひお願いしておきたい。出さなければ私のほうから出させていただきますけれども、ほんま住民は、むちゃくちゃ高いからびっくり仰天、払わざるを得んから払ってるということなんで、そこんところは、公約でいろいろ書いてはる抽象的な言葉ですけども、「持続可能な」って、財政だけじゃなくて、住民の健康も持続可能、負担も持続可能にさせていただくことはぜひお願いしておきたい。今の答弁は結構です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第53号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定いたしました。

午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0 時 0 3 分)

再 開 (午後 1 時 3 0 分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

続きまして

日程第 1 2 議案第 5 4 号 平成 3 0 年度平群町下水道事業会計補正予算
(第 2 号) について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第 5 4 号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第54号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定しました。

続きまして

日程第13 議案第55号 平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第55号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第55号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定しました。

続きまして

日程第14 議案第56号 平群町ふれあい交流センターの指定管理者の指定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第56号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第56号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定しました。

続きまして

日程第15 同意第8号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

同意第8号

公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

公平委員会委員 大塚昭治は、平成30年12月18日をもって任期満了することから、引き続き下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年12月18日提出

平群町長 西脇洋貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字鳴川188番地

氏 名 大塚昭治

生年月日 昭和15年11月1日

以上でございます。

○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長

同意第8号の公平委員会委員の選任に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

公平委員会委員は、地方公務員法第8条に規定されているとおり、職員の給与、勤務時間、勤務条件等に関する措置の要求を審査・判定し、そして必要な措置を講ずるとともに、職員に対し不利益処分についての不服申し立て等に対する裁決、そして決定するなどという重要な役割を持った役職であります。

大塚昭治氏は、昭和56年7月から公平委員会委員として御活躍をいただいております。これまでの経験を生かして、引き続き、公平委員会委員としての御活躍をいただきたいと考えておりますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより同意第8号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決
定しました。

続きまして

日程第16 同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求め
ることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

同意第9号

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員 野上威志は、平成30年12月15日をもっ
て任期満了したことから、下記の者を選任したいので、地方税法第423条第
3項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年12月18日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町竜田川3丁目11番16号

氏 名 野上威志

生年月日 昭和17年2月19日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

同意第9号の固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条に規定されているとおり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置された重要な役割を持った役職であります。

野上威志氏は、平成15年12月より固定資産評価審査委員会委員として御活躍をいただいております。これまでの経験を生かしていただきまして、引き続き、固定資産評価審査委員会委員として御活躍をいただきたいと考えております。

御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第9号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして

日程第 17 号 同意第 10 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

同意第 10 号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員 東伸幸は、平成 31 年 1 月 25 日をもって任期が満了することから、引き続き下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 30 年 12 月 18 日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴 1 5 2 9 番地

氏 名 東伸幸

生年月日 昭和 45 年 5 月 13 日

以上でございます。

○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長

同意第 10 号の教育委員会委員の任命に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項に規定されているとおり、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者となっております。

東伸幸氏は、平成 27 年 1 月より教育委員会委員として御活躍をいただいております。これまでの経験を生かしていただきまして、引き続き、教育委員会委員として御活躍をいただきたいと考えておりますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより同意第10号について採決を行います。
本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決
定いたしました。

続きまして

追加日程第1 発議第7号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例につ
いて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

発議第7号

平群町介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第
2項の規定により提出する。

平成30年12月18日

提出者 山口 昌 亮

賛成者 植 田 いずみ

〃 稲 月 敏 子

平群町介護保険条例の一部を改正する条例

平群町介護保険条例（平成12年平群町条例第12号）の一部を次のように

改正する。

第3条第1項第1号中「31, 100円」を「27, 600円」に改め、同項第2号中「40, 400円」を「35, 900円」に改め、同項第3号中「43, 500円」を「38, 600円」に改め、同項第4号中「52, 800円」を「46, 900円」に改め、同項第5号中「62, 200円」を「55, 200円」に改め、同項第6号柱書中「74, 600円」を「66, 200円」に改め、同項第7号柱書中「80, 900円」を「71, 800円」に改め、同項第8号柱書中「93, 300円」を「82, 800円」に改め、同項第9号柱書中「105, 700円」を「93, 800円」に改め、同項第10号柱書中「115, 100円」を「102, 100円」に改め、同項第11号中「124, 400円」を「114, 400円」に改め、同条第2項中「28, 000円」を「24, 800円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の平群町介護保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長

それでは、提出者の趣旨説明を求めます。山口君。

○7番

この問題については、ことしの3月議会から、第7期の介護保険計画が始まるときに、町のほうから介護保険料の改定案が示され、それ以前には策定委員会も開催されて、その提言を受けて町長から提出され、可決された。こういう経緯があります。

そのときの議論でもありましたし、そのときも私のほうから修正案も出させていただきました。今回出したのは、今の平群町の住民の皆さんの状況、確かに第6期から第7期への保険料の改定については、値上げではなく、1%にも満たない金額ですが、若干平群町としては引き下げがありました。しかし、同じように基金がたくさんたまった斑鳩町では、基金を2,000万だけ残して、3,000万か、ちょっとはつきりしませんが、2,000万か3,000万残して、あとは全て次の計画の保険料の引き下げに充てるということで、基準額で七、八百円ぐらい下がったというふうに聞いております。

平群町でも本来そういうふうにするべきなのですが、過去の例からいけば、5,000万から6,000万の基金を残して、それ以外は次期の計画の保険料に充てる。そのようにすれば、平群町でも基準額で1,000円近い引き下げが可能だったというふうに思っています。

ただ、もう既に期の途中に入っていますから、今回提出させていただいたのは、今年度はもう終わりますので、平成31、32年の第7期の残り2年間、この2年間でどれだけ、基金を幾らか、今回の案では2年間で1億9,200万となっておりますが、九千二、三百万円になるんですが、9,200万円ほど引き下げてそれで保険料を軽減する。それでいくと、基準額で年間7,000円の引き下げになります。料率はそのままですから、それに合わせてそれぞれの料率が下がる。それが今、局長のほうから読み上げてもらった数字です。これだけでも65歳以上の1号被保険者の方にとっては非常に助かることですし、期中途であってもこれは町長が決断すればできることですし、また、議会での条例を改正すればできることなので、今回は町長提案ということではありませんけれども、議員提案でこれを可決することによって、平群町の65歳以上の高齢者の皆さんの暮らしを少しでも守る、そういう立場から提出しました。

このことについては、先月、11月の私どもが発行している「へぐり民報」に、住民アンケート、町政アンケートというのを一緒にお配りして、その中から百数通の返信がありました。これはもちろん65歳以上の方だけではありませんし、若い方からの返信もありました。その5割以上、全て含めて5割以上の方が、介護保険料を引き下げてほしいという声がありました。やっぱりこの声に議会も町当局も応えていく必要があると思う。

一般会計と違って、こちらの介護保険会計については、要するに余っているわけですから、これは議論して、担当課長は違うみたいなことを言いますが、誰が見たって、この制度から見れば、1号被保険者の方が払い過ぎた分しか余らないシステムになってるわけですから、この余った分を1号被保険者の方に還元していくのは当然だというふうに思っていますので、これについては、この際、議会が主導して引き下げを断行する、こういうことも大事ではないかというふうに思いますので、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については文教厚生委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 1時59分)